

## 期日指定定期貯金規定

(令和3年4月1日現在)

### 1. (貯金の支払時期等)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。
- (2) 満期日は、この貯金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日）から通帳または証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この貯金の一部について満期日を定めるときには、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

### 3. (スウィングサービス)

この貯金は、スウィングサービスの取扱いは行いません。

### 4. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。
  - ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。

①	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
②	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。